

# 宮城県公報

行 政 発 行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

○指定代理納付者の指定	一	(税 務 課)
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請(二件)	一	(循環型社会推進課)
○県営土地改良事業計画の縦覧	二	(農村振興課)
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	二	(防災砂防課)
○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	三	(教育庁高校教育課)

## 告 示

○宮城県告示第四百九十六号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成三十年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類  
自動車税及びこれに係る延滞金  
寄附金(ふるさと宮城寄付金に限る。)
- 指定期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成三十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成三十年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 前田道路株式会社

2 所在地 東京都品川区大崎一丁目十一番三号

3 代表者の氏名 代表取締役 鈴木 完二

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県石巻市重吉町五番一

三 産業廃棄物処理施設の種類の

木くず又はがれき類の破砕施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令

第三百号)第七条第八号の二)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

五 申請年月日

平成三十年三月二十三日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 平成三十年五月一日から平成三十年五月三十一日まで(午前八時三十分から午後五

時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成三十年六月十四日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語によ

り記載すること。)

○宮城県告示第四百九十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成三十年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社東南エコテック

2 所在地 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字一戦場二十番地

3 代表者の氏名 代表取締役 丹野 将紀

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県柴田郡川崎町大字支倉字仁田子一番一、二番、二番二

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七

七条第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

五 申請年月日

平成三十年四月六日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

2 縦覧期間 平成三十年五月一日から平成三十年五月三十一日まで（午前八時三十分から午後五

時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成三十年六月十四日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。)

○宮城県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県宮城太神地区土地改良事業農村地域防災減災事業（ため池整備事業（ため池整備工事））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年五月一日から平成三十年五月三十一日まで

三 縦覧場所

大和町役場、富谷市役所及び大衡村役場

○宮城県告示第五百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所において縦覧に供する。

平成三十年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

水の森1・2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四

号を結んだ線に囲まれた土地の区域

仙台市青葉区 水の森一丁目 二番三百九十九 一号

二番二百十四 二号から四号まで

二番百二十三 五号

二番九 六号

二番百二十三 七号及び八号

二番三百六 九号及び十号

○宮城県告示第五百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八條第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴取事務を平成三十年三月三十日次のとおり委託した。

平成三十年五月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月二日から平成三十一年三月二十九日まで

- |         |            |
|---------|------------|
| 二番三百五   | 十一号から十三号まで |
| 二番三百七   | 十四号        |
| 二番三百九   | 十五号        |
| 二番三百十一  | 十六号        |
| 二番三百十三  | 十七号及び十八号   |
| 二番三百十七  | 十九号及び二十号   |
| 二番四百二   | 二十一号       |
| 二番三百二十一 | 二十二号       |
| 二番三百二十二 | 二十三号及び二十四号 |